電気料金メニュー定義書

【オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ

2026-10（東京電力エリア)】

TG オクトパスエナジー株式会社

小売電気事業者登録番号：A0793

2026 年 10 月 6 日実施

目次

1　実施期日 3
2　定義 3
3　適用条件 4
4　供給電気方式、供給電圧および周波数 5
5　契約電力 5
6　電気料金 6
7　適用期間 7
8　電気料金メニューの変更 7
9　オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書の変更および廃止 7
10 単位および端数処理 8
11 オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の特徴 8
付則 10
1　当社の他の電気料金メニューからのメニュー変更時における新規加入割引の残額の取り扱いについて 10
別表 11
1　燃料費調整 11
2　昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器 13

電気料金メニュー定義書【オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア)】（以下「オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器を使用され、別表２（昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器）に定める小型機器（以下、「昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器」といいます。）で、総容量（入力）が１キロボルトアンペア以上である小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

１　実施期日

オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書は、2026 年 10 月６日より実施します。

２　定義

次の言葉は、オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、別段の定めがない限り、オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書においても同様の意味で使用します。

(1)　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2)　平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年１月１日から３月 31 日までの期間、２月１日から４月 30 日までの期間、３月１日から５月 31 日までの期間、４月１日から６月 30 日までの期間、５月１日から７月 31 日までの期間、６月１日から８月 31 日までの期間、７月１日から９月 30 日までの期間、８月１日から 10 月 31 日までの期間、９月１日から 11 月 30 日までの期間、10 月１日から 12 月 31 日までの期間、11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間または 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌

年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

（3） デイタイム

毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間帯をいいます。

（4） スタンダードタイム

デイタイム以外の時間帯をいいます。

（5） 最大需要電力

お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款」といいます。）に定める接続供給電力の最大値をいいます。

3 適用条件

オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

（1） 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

（2） 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、（１）に該当し、かつ、（２）の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（3） 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

（4） お客さまが、昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器を所有していること。なお、当社は、必要に応じて、お客さまに対して昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器の所有を証明する資料の提出を求めることがあります。お客さまによる昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器の所有

が確認できない場合、オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ2026-10（東京電力エリア）の適用をお断りすることや、当社の他の電気料金メニューへの変更をさせていただくことがあります。

（5） お客さまが同一需要場所においてオール電化オクトパス-サンシャイン2026-10(東京電力エリア)が適用される電気需給契約をしていること。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値（以下、「実量値」といいます。）といたします。

（1） 当社から新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

（2） 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値が、その 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間は，その期間の最大需要電力の値といたします。

（3） 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月

の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

6　電気料金

（1）　基本料金

基本料金は、1 か月につき以下のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の使用期間 1 日あたりの金額は、契約電力が 1 キロワットの場合の使用期間 1 日あたりの金額の半額といたします。

「使用期間 1 日あたりの金額」×「当月 1 か月の使用期間の日数」

（「当月 1 か月の使用期間の日数」は実際に電気を使用された日数ではなく、電気需給約款 14(電気の使用期間)で定める使用期間の日数です。）

ただし、1 か月まったく電気を使用しない月の基本料金は、「使用期間 1 日あたりの金額」×「当月 1 か月の使用期間の日数」の金額から半額とします。

使用期間 1 日あたりの金額	
契約電力 1 キロワットにつき	0 円

（2）　電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気需給約款 14（電気の使用期間）(1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均

燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

デイタイム	1 キロワット時につき	17.60 円
スタンダードタイム	1 キロワット時につき	27.11 円

（3） 電気料金の合計が負となる場合の特例

(1)および(2)によって計算された基本料金、電力量料金および電気需給約款で定める再生可能エネルギー発電促進賦課金に加え、付帯メニューや割引等が適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その 1 か月の料金は、0 円とします。

（4） 友達紹介割

電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金を割引します。割引の詳細は別途電気需給約款の付則に記載します。

7 適用期間

（1） オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9(電気の需給開始)(1)に定める需給開始日とします。電気需給約款 27（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、原則として当社が変更を承諾した直前の電気の計量日または検針日とします。ただし、お申し込み内容・状況により所定の手続き終了までに時間を要する場合等で、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日または検針日となることがあります。

（2） オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給約款 29（お客さまからの電気需給契約の解約）および 30（当社からの電気需給契約の解約等）に定める解約日または終了日 までとします。

8 電気料金メニューの変更

（1） お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが電気料金メニューを変更した後の計量日または検針日から 1 年目の日が属する月の計量日または検針日まで、電気料金メニューを変更することはできません。

9 オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリ

ア）の定義書の変更および廃止

（1） 当社は、オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。

（2） 当社は、オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

（3） オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

10 単位および端数処理

オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

（1） 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットといたします。

（2） 当月の使用電力量は、使用期間について記録型計量器により 30 分単位で計量される使用電力量を合計した値とします。当月の使用電力量が小数点以下の値となる場合、端数処理は行わず、その値を電気料金の計算で使用します。

11 オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の特徴

（1） オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）は、当社がお客さまに供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を 100%利用し、実質的に再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする電気料金メニューです。

（2） 本メニューにおける電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の計画値は、当社ホームページ（https://octopusenergy.co.jp/fuel-mix-green）をご確認ください。実績値は、前年度の実績確定後、前述の当社ホームページでお知らせい

たします。

（3） 当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。お客さまの電力使用が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、法令の制定または 改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で、当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100%とならないこと、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）が実質的にゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

付則

1　当社の他の電気料金メニューからのメニュー変更時における新規加入割引の残額の取り扱いについて

（1）　当社の他の電気料金メニューからオール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）にメニュー変更する際に、当社の他の電気料金メニューの新規申込をされたお客さまを対象として実施した割引（以下、「新規申込割」といいます。）の残額（以下「他メニューの新規申込割の残額」といいます。）が存在する場合、他メニューの新規申込割の残額を継続して電気料金の割引に利用できるものとします。他メニューの新規申込割の割引金額（税込）全額が割り引かれ、他メニューの新規申込割の残額がなくなるまで、割引を行います。他メニューの新規申込割の適用条件、割引内容、割引期間の詳細は、対象の電気料金メニュー定義書をご確認ください。

（2）　電気需給約款 29（お客さまからの電気需給契約の解約）や 30（当社からの電気需給契約の解約等）にもとづいて当社との電気需給契約が解約または終了となり、電気需給契約の解約日（または終了日）直前の計量日または検針日から解約日（または終了日）の前日までの使用期間にもとづく電気料金（以下、「解約直前の電気料金」といいます。）から他メニューの新規申込割の残額を割り引いた後もさらに他メニューの新規申込割の残額が残る場合、その残額は解約直前の電気料金の請求日時点で消滅します。

（3）　当社は、オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書９（オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書の変更および廃止）にもとづき、オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書を廃止する場合があります。オール電化オクトパス-サンシャイン-ゼロ 2026-10（東京電力エリア）の定義書を廃止する場合で、廃止時点でお客さまの他メニューの新規申込割の残額が残っている場合、他メニューの新規申込割の残額の取り扱いについて当社ホームページに掲載します。

別表

1　燃料費調整

（1）　燃料費調整額の計算

①　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ × α ＋ Ｂ × β ＋ Ｃ × γ

Ａ＝各平均燃料価格計算期間における １ キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格計算期間における １ トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格計算期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1970

β＝0.4435

γ＝0.2512

なお、各平均燃料価格計算期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

②　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

イ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

燃料費調整単価

＝　（44,200 円　－　平均燃料価格）

×　（(2)の基準単価　÷　1,000）

ロ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

燃料費調整単価

＝　（平均燃料価格　－　44,200 円）

×　((2)の基準単価　÷　1,000）

③　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日がその直前の計量日または直前の検針日が属する月の場合には、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から解約前の計量日の前日まで、または解約前の検針日の前の検針日から解約前の検針日の前日までの期間とします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日または検針日から 6 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日または検針日から 7 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日または検針日から 8 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日または検針日から 9 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日または検針日から10月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の10月の計量日または検針日から11月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期	その年の11月の計量日または検針日か

間	ら12月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日または検針日から翌年の 1 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の 1 月の計量日または検針日から 2 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の 2 月の計量日または検針日から 3 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の 3 月の計量日または検針日から 4 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）	翌年の 4 月の計量日または検針日から 5 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間

④　燃料費調整額

燃料費調整額は、その１月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

（2）　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

１キロワット時につき	0.232 円

（3）　燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

２　昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器

昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器とは、ヒートポンプを利用して主としてデイタイムに蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは

給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き上げる機能を有する機器をいいます。